

長野市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成27年3月20日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	岡田荘史
同	寺澤和男

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成24年度

包括外部監査 分

指摘事項		当初措置状況 (25年度)	平成26年度の措置状況	担当課
II-2. 法人市民税 ウ 意見 (報告書19ページ)	電子申告を行う法人への申告用紙の送付は必要ないので、節約のため、送付方法を検討されたい。	現行のシステムでは、市から法人への電子申告用データの送信はできない状況である。 現在、「基幹系システム検討専門部会」で、平成29年度運用開始を目指し、新たな基幹系システムを検討中であり、その中で、電子申告に係るシステムについても、申告用紙送付から、データでの送信ができるよう検討していく。	現行のシステムでは、市から法人への電子申告用データの送信はできない状況である。 現在、「長野市税系システム再構築業務」において、平成28年度運用開始を目指し、新たな基幹系システムを検討中であり、その中で、電子申告に係るシステムについても、申告用紙送付から、データでの送信ができるよう検討していく。	市民税課
II-4. 入湯税 エ 意見 (報告書29ページ)	ホームページの記載について、事業者への課税免除制度の説明や申告書をダウンロードできるなど工夫されたい。	課税免除制度の説明や申告書のホームページへの掲載は、事業者にとっても有益であると考えられるので、平成25年度において検討する。	課税免除制度の説明の掲載は対応したが、入湯税の申告書は納付書との複写式になっており、ダウンロード化により複写式でなくなること、及び用紙が大きくなることについて金融機関との調整がつかず、対応が困難である。	市民税課
II-5. 事業所税 エ 意見 (報告書36ページ)	電子申告を行う法人への申告用紙の送付は必要ないので、節約のため、送付方法を検討されたい。	現行のシステムでは、市から法人への電子申告用データの送信はできない状況である。 現在、「基幹系システム検討専門部会」で、平成29年度運用開始を目指し、新たな基幹系システムを検討中であり、その中で、電子申告に係るシステムについても、申告用紙送付から、データでの送信ができるよう検討していく。	現行のシステムでは、市から法人への電子申告用データの送信はできない状況である。 現在、「長野市税系システム再構築業務」において、平成28年度運用開始を目指し、新たな基幹系システムを検討中であり、その中で、電子申告に係るシステムについても、申告用紙送付から、データでの送信ができるよう検討していく。	市民税課
II-6. 国民健康保険料 ウ 意見 (報告書45ページ)	保険料に関する申告書の提出期限が遵守されていない。長野市国民健康保険条例第29条によれば、保険料の納付義務者及びその世帯に属する被保険者について、市民税申告書を提出している者、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書が提出されている者以外の者がいる場合、保険料の納付義務者は、4月15日までに保険料に関する申告書を提出しなければならない。この条例の趣旨は、被保険者の所得を正確に把握して迅速に保険料の賦課額を算定することである。 実際にこの申告書の提出が求められる者は、前々年に所得がなく、かつ前年の市民税申告書等が申告期日までに提出されていない者であり、多くは保険料の軽減世帯である。これらの者については前年の所得を把握することができず、暫定の賦課額で一旦通知せざるを得ない。その後、保険料に関する申告書を提出させて、正確な所得が把握できたところで更正をして納付書を再送付している。 おそらく、4月15日までに保険料に関する申告書が提出されていれば一度の計算と納付書の送付で済むはずであるので、事務手続きが重複することはない。期日までに保険料に関する申告書を提出させるよう広報の強化、申告書の事前送付を行うなど、何らかの方策を取り、申告期限の遵守を図るべきである。	保険料算定に必要な申告書の徴取については、個人市民税や後期高齢者医療の申告書送付と重複しないよう、国保加入者の「前年課税資料なし」データから申告書の送付ができないか検討する。 また、国保加入者全体へ周知していく。	個人住民税担当課において、前年の所得を確定するのは6月以降のため、「前年課税資料なし」の判断が付いてからそれぞれの担当課から未申告者へ申告案内を行っている。申告の有無の判断がつかない状態での申告書の事前送付は、被保険者の混乱を招くため行うことができない。 このため、例年3月の広報ながので案内している「収入がなくても申告を！」のスペースを広げ、当初の納額通知書に申告案内を載せ、広報の強化を図った。 26年度8月に送付した簡易申告書件数は前年より5%程減少した。	国民健康保険課
II-6. 国民健康保険料 エ 意見 (報告書45～46ページ)	長野市国民健康保険条例第28条1項1号に規定する減免基準を「国民健康保険料の減免取扱基準」(別表第1-①)に定めている。このうち減免原因が「災害等により生活が著しくなった者、またはこれに準ずると認められる者」について「減免の適用条件」が示されているが、その内(3)の中で、「災害により、納税義務者等の所有に係る住宅又は家財につき、損害を受けた金額がその住宅又は家財の価格の10分の3以上である場合」と規定されている。その住宅又は家財の価格は、具体的に価格の考え方が示されていない。 また「保険料の納付が著しく困難と認められるとき。」とあるが実務での扱いにおいて具体的な事例を運営要領等に明示すべきである。	国民健康保険料の減免基準について、厚生労働省では東日本大震災等の状況を含めた見直しを行っていることから、国の動向をみながら減免基準の見直しを行うこととする。 また、家財の損害程度等は、市で同様の運用を行っている部門があることから、関係課と協議しながら検討していく。	減免取扱基準別表第1の「減免の適用条件」にある「保険料の納付が著しく困難と認められるとき」については、厚生労働省保険局長からの「災害による国民健康保険料の減免に伴う特別調整交付金の算定基準の一部改正について」のとおり、平成26年4月1日から改正を行った。 住宅及び家財の価格については、事務処理要領に明記した。	国民健康保険課

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成24年度

包括外部監査 分

指摘事項	当初措置状況 (25年度)	平成26年度の措置状況	担当課	
<p>II-7. 保育料 ア 指摘 (報告書57～58ページ)</p>	<p>長野市保育所保育料等減免内規の記載内容が不明瞭である。長野市保育所保育料減免基準額表の減免額欄に全部又は一部とあるが、一部がどの程度なのか不明である。同基準額表の1(生活保護法の適用を受けた場合)の平成21年度から平成23年度での適用件数142件については職権で減免している。同基準額表の4(伝染病等により園長から登園停止を指示され、引き続き月の半分以上休園した場合)の平成20年度での適用件数1件は減免申請書の提出を受け決定されている。また、世帯構成の変更に伴い収入が著しく減少した場合の平成21年度から平成23年度での適用件数49件については、保育料を算定する保護者を判定員から外し再算定していることから、実際には減免ではなく保育料の再更正をしている。</p> <p>長野市保育所保育料等減免内規第3において、「申請書を市長に提出しなければならない」とし、同但し書きで「別表1の項及び3から5の項に該当するときは、この限りではない」となっているが、手続きの透明性を高めるため、申請書の提出を求めるべきである。また、7の項(世帯構成の変更に伴う収入が著しく減少した場合)は減免ではなく再更正の手続きによって処理されているため実際の運用に即して見直すべきである。</p> <p>平成21年度から平成23年度における災害等の減免7件については同内規で定められた減免保育所保育料減免申請書の市長への提出、決定、通知の手続きが取られていないため、申請書の受理、決定、通知を行うべきである。</p> <p>以上のことから、長野市保育所保育料等減免内規を見直し、要綱等で減免についての取り扱いを定めるべきである。</p>	<p>長野市保育所保育料等減免内規については、指摘のあった内容について検討・見直しを行い、要綱等で減免についての取り扱いを定める予定である。</p> <p>減免申請については、手続きの透明性を高めるため、減免事由に関係なく申請書の提出、決定、通知の手続きを取るよう改める。</p>	<p>平成27年4月本格施行の子ども・子育て支援新制度に係る減免を含め、「長野市保育所保育料等減免内規」の見直しを引き続き検討中。</p>	<p>保育課</p>
<p>II-7. 保育料 イ 指摘 (報告書58ページ)</p>	<p>感染性胃腸炎に伴う減免の決定額は長野市保育所保育料等減免内規の基準に従っておらず不適正な決定であるので適正に処理されたい。</p> <p>内容は平成21年1月24日感染性胃腸炎に伴い平成21年1月24日出席停止し1月24日から3月29日(内3月2日から5日は出席のため除く)の1月分7日、2月分23日、3月分19日の欠席に対し111,180円の減免をしている。内規によれば「伝染病等により園長から登園停止を指示され、引き続き月の半分以上休園した場合」「休園初日の属する月又は翌月から、登園の属する日の属する月又は前月まで」とされており、1月分については月の半分以上の休園とならないため減免の対象とならず、15,260円過大な減免となっている。</p>	<p>今回指摘のあった感染性胃腸炎に伴う減免については、1月の休園日数は減免基準表4の区分に規定する「月の半分以上休園した場合」を満たさないが、引き続き長期にわたり休園したため、継続性を考慮し減免対象とした。</p> <p>今後、減免基準を明確にするよう「長野市保育所保育料等減免内規」の検討・見直しを行う。</p>	<p>減免基準に従い、適正に処理を行うこととする。</p>	<p>保育課</p>
<p>II-9. 下水道使用料 ア 指摘 (報告書77ページ) イ 意見 (報告書77ページ)</p>	<p>ア 指摘 使用料の減免については、長野市公共下水道条例第24条の2に規定する所である。運用については災害に関する減免については「災害に伴う避難者の水道料金等の免除に関する取扱要領」や「激甚災害等に伴う避難者の水道料金等免除に関する取扱要領」に定められた手順に従って実施されている。一方、生活保護世帯の下水道使用料の減免については、下水道使用料減免申請書と生活保護受給証明書の確認により実施されていた。</p> <p>他の減免の取り扱いと同様に取扱要綱等を定め目的、免除の対象者、免除額、免除申請、免除期間を明確にすべきである。</p> <p>イ 意見 生活保護世帯の水道料については減免の実施はされていない。生活保護世帯の減免については各市で取扱いは様々である。下水道使用料については、生活保護世帯の生活扶助、第2類費に含まれ支給される考え方もあり、下水道使用料の減免措置が講じられていない市町村も見受けられるため、公平性の観点から生活保護世帯の減免の運用について検討の余地がある。</p>	<p>生活保護世帯に対する下水道使用料の減免については、昭和62年4月から福祉増進を目的として実施しており、減免に伴う使用料の減収分は、一般会計繰入金で措置されている。</p> <p>今後の減免の運用については、監査人の意見を踏まえ、関係部局と協議しながら検討する。</p> <p>その結果、制度を継続する場合は、取扱要綱等が未整備であることから、目的等を明確にするため要領を定める。</p>	<p>生活保護世帯に対する減免の在り方について、引き続き関係部局と協議しながら検討する。</p>	<p>営業課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成24年度

包括外部監査 分

指摘事項	当初措置状況 (25年度)	平成26年度の措置状況	担当課	
<p>Ⅲ-4 固定資産税に関する問題点(免税制度に関する監査の結果等) ア 国際観光ホテルに対して20%の減免を行っている件【指摘】 (報告書143～144ページ)</p>	<p>現在長野市では国際観光ホテルに登録されたホテルについて、申請により5年間20%の減免を実施している。 国際観光ホテル整備法及び地方税法においては、登録ホテル業又は登録旅館業の用に供する建物は、地方税法の不均一の課税の適用を受けることが出来ることになっている。しかしながら、長野市市税条例で定めている不均一課税の条文中には国際観光ホテルの登録を受けたホテルの条文が無い。それ故、長野市市税条例第71条1項4号の「その他特別な事情のあるもの」、として減免措置を講じている。 本来減免は担税力の喪失を前提にするものと解されていることから、その他特別な事情のあるものとは第71条1項1号から3号に該当する事由以外の事由で、客観的に担税力を喪失した者をいうとするのが相当である。 長野市市税条例でも不均一課税と減免を明確に区分けしており、国際観光ホテルへの不均一課税の適用を条例で定めていないことから、特別の措置として減免の適用をしたと思われ、この適用に際して些か疑問が残る措置ともとれる。 こうしたことから、国際観光ホテル整備法及び地方税法の趣旨、他市町村における国際観光ホテルへの対応等を考慮し、今後のあり方について改善を図られたい。</p>	<p>国際観光ホテルに対する減免適用については、指摘のとおりであり、現在適用されている者が、平成26年を持って減免期間が満了することから、その後の対応について検討していく。</p>	<p>国際観光ホテルに対する減免適用については、指摘のとおりであり、現在適用されている者が、今年度(平成26年度)をもって減免期間が満了する。 今後、条例規則の改正に合わせ、不均一課税適用を規定する。</p>	<p>資産税課</p>
<p>Ⅲ-4 固定資産税に関する問題点(免税制度に関する監査の結果等) ウ 災害による損害の程度の具体的指針について【意見】 (報告書144～146ページ)</p>	<p>長野市市税条例施行規則第25条3項2号の規定において、「損害の程度」の取り扱いについて検討を加えるべきである。 長野市市税条例第71条1項3号は、災害等により著しく価格を減じた固定資産に対する減免の規定であり、施行規則第25条3項2号は、災害等により受けた損害の程度についての定めと、それに基づく減免の割合について定めている。 ここに「損害の程度」の表現で「当該家屋の価格」という表現がなされている。 これまでに述べてきたように、地方税法では、課税標準となるべきは「価格」であり、「適正な時価」である。この「適正な時価」とは固定資産評価基準により決定された価格をいう。これを踏まえた上で、施行規則は「当該家屋の価値を減じたとき」として、「価値を減じる」とは、固定資産評価基準との整合性を維持するよう努めていることになる。当然のことながら、災害による損耗の程度と減じる価値は均衡がとれていなければならない。 損害の程度では、「家屋の原形をとどめないとき」、「大修理を必要とする場合」、「居住又は、使用目的を著しく損じた場合」、「居住又は使用目的を損じ」の4項目に区分けしている。そして内3項目については100分の幾つ以上100分の幾つ未満と損害の程度に幅を持たせている。つまり、価値を減じることと、損耗の程度についての整合性をどのようにとらえるのかによって、減免の割合も違ってくることになる。これについては、複数の専門的知識を有する職員によって2重3重のチェック体制で適正な減免になるよう細心の注意は図られているとは思いますが、より具体的指針があることに越したことはない。 これについては、内閣府より発表されている「災害に係る住家の被害認定」等を参考に評価担当が変更となった場合でも同一の評価がなされるよう、より具体的な取扱いマニュアル等の作成について検討されたい。</p>	<p>災害による損害の程度の具体的指針については、過去の災害による損害の程度の把握は、評価担当者の達観評価となっており、意見のとおりである。 今後は、内閣府から平成21年6月に発表された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に具体的な住家の損害割合の調査方法や判定方法を定めたものがあるため、同指針の「災害に係る住家の被害認定基準」と市税条例施行規則別表2の「損壊の程度」及び「軽減又は減免割合」との整合性を図る検討を進め、内閣府の指針をマニュアルとして活用できるよう整備する。</p>	<p>内閣府から平成25年6月に改定された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に具体的な住家の損害割合の調査方法や判定方法を定めたものがあるため、同指針の「災害に係る住家の被害認定基準」と市税条例施行規則別表2の「損壊の程度」及び「軽減又は減免割合」との整合性を図り、内閣府の指針を評価マニュアルとして活用することとした。 なお、内閣府から公表されている「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」は、住家に限ったものなので、住家以外の建物への適用について研究を行う。</p>	<p>資産税課</p>
<p>Ⅲ-4 固定資産税に関する問題点(免税制度に関する監査の結果等) エ 貧困による公私の扶助を受ける者について【意見】 (報告書146～147ページ)</p>	<p>長野市市税条例第71条1項1号では、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産について、固定資産税の減免を定めている。「公」は生活保護として対応できているが、「私」について、実績がない。他市町村では、「公」のみに限定しているところと「公私」を採用しているところとあるが、多くの人々は努力して納税している現状もあり、特に納税資力が乏しいと認められる者の認定については、慎重に取り扱わなければならない。 については、早急に「私」に対する具体的マニュアルの作成に努められたい。</p>	<p>貧困による公私の扶助を受ける者については、私的扶助における実績がないことから、「私」の取り扱いについてはあり方も含め検討し、条例、規則の見直しを行う。</p>	<p>貧困による私的扶助を受ける者に対する減免実績はないが、その具体的な取扱い方法が明確にされていないことも、その一因であると考えられるため、要綱等によりその取扱い方法を明確にしていくこととした。</p>	<p>資産税課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成24年度

包括外部監査 分

指摘事項		当初措置状況 (25年度)	平成26年度の措置状況	担当課
V その他 1. 収納事務 意見 (報告書179ページ)	平成25年度より、ペイジー納付、コンビニ納付等の導入が予定されていることから、より効果的な収納が期待できる。一方で入湯税、保育料、市営住宅使用料は導入されないため、ペイジー納付やコンビニ納付を導入するか否か検討を行うことが望ましい。	ペイジー納付、コンビニ納付について検討を開始した当初(平成21年7月から)、導入科目について、長野市収納向上対策協議会において調査した結果、平成25年度から導入する科目以外は、各課の実情を勘案し見送ったが、その後状況が変わっているものもあるので、再度検討する。	入湯税等申告納付に係る税目については、納付額を手書きすることができないため、コンビニ納付の導入は困難である。ペイジー納付は、トータル収納システムの再構築及び電子申告システム(eLTAX)の改修が必要で、コストに見合う効果が見込めない。 他の科目については、制度導入後の期間が短く導入効果及び費用対効果の検証材料が少ないため、実績を蓄積する中で導入について検討していく。	収納課 会計課